

## 指定健康保険組合の指定について

健康保険法第 28 条第 1 項の規定に基づき、平成 16 年 10 月 29 日付けで 10 組合を指定健康保険組合として指定した。

指定健康保険組合制度は、財政窮迫状態にある健康保険組合等に対し、重点的な指導を行うため、平成 13 年度から実施。

指定を受けた健康保険組合は、財政の健全化を図るための計画を作成し、その計画に沿った事業運営を行うこととなる。

### 1. 指定要件

指定年度の前 3 ヶ年度の決算において、経常収支の赤字の状態が継続し、次のいずれかの事由に該当する健康保険組合

- (1) 法定給付費等に要する保険料率が 95%を超え、かつ、積立金の水準が当該法定給付費等の 3 ヶ月分相当未満の状態が前 3 ヶ年度継続している健康保険組合
- (2) 被保険者数が組合設立認可基準（単一組合は 700 人、総合組合は 3,000 人）未満の状態が前 3 ヶ年度継続している健康保険組合

### 2. 健全化計画の内容

指定健康保険組合は、次の内容を盛り込んだ平成 17 年度から平成 19 年度までの 3 ヶ年度の健全化計画を作成し、厚生労働大臣の承認を受けることが必要。

- (1) 事業及び財産の現状
- (2) 財政の健全化の目標
- (3) 具体的改善措置及びこれに伴う収支の増減の見込額

### 3. 健全化計画の提出時期等

- |                |                |
|----------------|----------------|
| (1) 健全化計画の提出時期 | 平成 16 年 12 月末日 |
| (2) 健全化計画の承認時期 | 平成 17 年 1 月末日  |

(別 添)

## 平成 16 年度指定健康保険組合一覧

(都道府県別の 50 音順)

	都道府県	健康保険組合名
1	東京都	三晃金属工業健康保険組合
2		鈴屋健康保険組合
3		住友石炭健康保険組合
4		セーラー万年筆健康保険組合
5	神奈川県	日本鑄造健康保険組合
6	大阪府	東亜紡織健康保険組合
7		中山鋼業健康保険組合
8	岡山県	品川白煉瓦健康保険組合
9	福岡県	日本タングステン健康保険組合
10	大分県	朝日ソーラー健康保険組合